

津海木地区太陽光発電システム設置事業者
企画提案募集実施要項

平成 26 年 9 月

山口県周防大島町

目 次

1	目的	1
2	提案の概要	1
3	スケジュール	2
4	提案資格	2
5	質問及び回答	3
6	企画提案書の提出	3
7	現地案内会	4
8	事業主体の選考方法	4
9	失格事由	4
10	留意事項	4
11	担当窓口	5
	応募記入様式	別紙

1 目的

太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーは、現時点では全発電量に占める割合は低いものの、地球温暖化対策やエネルギー自給力の向上、そしてエネルギー多様化の観点から、今後、加速度的に普及を図っていく必要があります。

閉校となっている「旧沖浦中学校」跡地を活用して、山口県周防大島町の津海木地区における、太陽光発電システムの設置運営を行う事業者の募集選定を行います。

2 提案の概要

(1) 提案の内容

提案の内容は、太陽光発電システム設置運営事業実施のための企画、資金調達、設計、建設並びに管理運営等とします。

(2) 事業提案の条件

① 設置及び運営

太陽光発電所の設置運営を行う主体が明らかになっていること。

なお、事業者（連合体）が自ら設置及び運営を行うことを基本とします。

② 設置場所及び敷地面積

所在地 山口県大島郡周防大島町大字戸田 439-2 ほか

設置場所 旧沖浦中学校跡地

敷地面積 約 8,500 m²（うちパネル設置可能面積 約 8,000 m²）

③ 土地の所有者

16 筆 9 名の地権者が所有する民地（現況は町と学校用地として借地契約継続中）

(3) 事業期間

① 事業開始時期

できる限り平成 27 年度末までに発電を開始すること。

② 事業期間

発電事業については、発電開始から原則として 20 年間（国が定める再生可能エネルギーの固定価格買取期間）とする。

③ その他

原則として平成 26 年度中に国との設備認定及び電力会社との系統連系手続を完了すること。

(4) 事業目的

売電を基本としますが、自家消費や実証研究等を目的とする使用も認めます。

(5) 設置の条件等

公簿地目/土地利用規制	学校用地（現況_雑種地）/ 都市計画区域内
設置場所の利用	現状のまま貸与するので発電設備設置に必要な整地等は事業主体が行うこと
発電規模及び設置面積	応募者の提案とする 但し敷地を 2 分する公衆用道路を境に、2 カ所の「発電所計画」とする
系統連系方式	高圧・低圧いずれの提案も可とする
国及び電力会社との手続	設備認定及び系統連系の手続きは事業主体で行うこと 電力系統の接続あたっては、経済性や既設送配電線の状況、技術面などの条件を考慮し最適なルート及び接続電圧などを個別に選択するため電力会社と協議が必要であることを留意すること
敷地利用権	全筆賃貸借を条件とする
土地賃貸借料	1 m ² 当たりの年額（円単位）を提示すること
賃貸借契約の始期	地主と事業主体との賃貸借契約の始期は、事業主体が太陽光発電設備設置の為に現地において工事に着手した時とする 以後事業主体が賃借料を負担し土地の維持管理を行うものとする 但し賃貸借契約の始期は平成 28 年 4 月 1 日までとする

契約期間の延長	2 (3) ②の事業期間の延長や事業終了後の設備撤去等に伴う契約期間の延長は、契約期間満了の1年前までに賃貸借契約の再契約について申出を行い、地主の承認をうけること
事業期間終了後の取扱	原則として事業主体の負担と責任において速やかに撤去し、現状回復するものとする。但し地主と事業主体の間で協議が整った場合には事業期間終了後も存置する場合がある
事業計画の変更	提案書に記載された事業計画等に著しい変更が生じた場合、または2 (5) 設置の条件等に違反した場合、地主は町と事業主体決定の取消を協議し、賃貸借契約の解除をすることが出来る
損害賠償責任	工事中及び事業期間中において、太陽光発電設備に起因して地主や第三者に損害を与えた場合には、地主に特段の責めがある場合を除き、事業主体がその損害を賠償すること。また、風水害等により太陽光発電設備が原因となって地主や第三者に損害を与えた場合も同様とする
設置後のメンテナンス	維持管理は全て事業主の責任において適切に行うこと
発電データの公表	町が発電状況等のデータ提出を求める場合は協力すること
法定外公共物使用許可	敷地内赤線を使用するにあたり町担当課への許可申請を必要とする
その他留意事項	関連産業の育成を図るため、太陽光パネル等の設備は国産製品（国内メーカーが海外で生産したものを含む）の使用に努めること。部材手配や工事及び維持管理に関しては、できる限り町内業者の活用に努めること

3 スケジュール

- | | |
|-------------|--|
| (1) 募集案内公開 | 平成 26 年 9 月 9 日 (火) *ホームページにて (予定) |
| (2) 現地案内受付 | 平成 26 年 9 月 9 日 (火) ~ 平成 26 年 9 月 19 日 (金) |
| (3) 質問書受付 | 平成 26 年 9 月 9 日 (火) ~ 平成 26 年 9 月 19 日 (金) |
| (4) 現地案内会 | 平成 26 年 9 月 24 日 (水) 午後 2 時 (予定) |
| (5) 提案書受付 | 平成 26 年 10 月 1 日 (水) ~ 平成 26 年 10 月 20 日 (月) |
| | (提案書提出事業主体が 5 者を超える場合は、事務局により 5 者を書類選考により選定する) |
| (6) 審査会 | 平成 26 年 10 月下旬 |
| (7) 事業主体の決定 | 平成 26 年 11 月上旬 |

4 提案資格

- (1) 今回の提案募集にかかる「事前登録受付」は行いません。応募者は次の要件を満たす企業又は複数の企業等で構成する連合体を対象とします。
 - ① 太陽光発電事業を実現することができる総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有すること
 - ② 太陽光発電システムの設置又は運営に関連する事業に関与したことがあること、あるいは、現在、具体的に他の太陽光発電システムの設置又は運営に着手していること。
- (2) 複数の企業等で構成する連合体による応募の要件は次のとおりです。
 - ① 応募及び事業に必要な諸手続き等を一貫して担当する法人等（以下、「代表者」という。）をあらかじめ定めること。また、連合体の構成員の役割分担を明確にすること。
 - ② 原則として提案施設の所有及び管理の主体を一元化すること。
- (3) 次の①～③のいずれにも該当しないこと（応募者が連合体であるときは、その構成員の全てが該当しないこと）
 - ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由など）に該当する者
 - ② 次の申立てがなされている者
 - a 破産法第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て

- b 会社更生法第 17 条に基づく更生手続開始の申立て
- c 民事再生法第 21 条の規定による再生手続の申立て
- ③ 次に該当する者
 - a 役員等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であると認められる者
 - b 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - c 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - d 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - e 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (4) その他
 - ① 関法法令を順守すること。

5 質問および回答

この募集に関する問い合わせの方法は、次のとおりとします。

- (1) 提出様式 津海木地区太陽光発電システム設置運営事業に関する質問書（様式 2）
- (2) 受付期間 平成 26 年 9 月 9 日（火）～9 月 19 日（金）午後 5：15 必着
- (3) 提出方法 電子メール
件名：「津海木地区太陽光発電システム事業に関する質問（企業名・提出日）」
- (4) 提出先 周防大島町教育委員会 総務課
- (5) E-mail kyoi@town.suo-oshima.lg.jp
- (6) 回答方法 提出された質問への回答は、担当者から質問者へ直接回答します。但し応募者全員に関係する内容に関しては、全事業者に対して 9 月下旬（予定）までに電子メールで情報提供します。但し質問者は匿名とします。

6 企画提案書の提出

- (1) 受付期間及び提出方法
 - ① 受付期間 平成 26 年 10 月 1 日（水）～平成 26 年 10 月 20 日（月）午後 5：15 必着
 - ② 提出方法 持参、又は郵送（配達証明）
 - ③ 提出先 周防大島町教育委員会 総務課
〒742-2512 山口県大島郡周防大島町大字平野 269 番地 44
- (2) 提出書類

提出書類は、次のとおりとする。

なお、③、④、⑤及び⑥の様式について、記載欄が不足する場合は、適宜行を増やして記入すること。

 - ① 津海木地区太陽光発電システム設置運営事業者企画提案書（様式 3）
 - ② 企画提案の概要（様式 4）
 - ③ 法人概要（様式 5 但し連合体にあつては 様式 6（連合体概要））
 - ④ 発電事業計画概要（様式 7）
 - ⑤ 地域貢献提案（様式 8）
 - ⑥ 役員名簿（様式 9）

※ 連合体による応募の場合は、構成員ごとに作成すること。
- (3) 提出部数等

上記（2）の提出書類は、正副 1 部ずつ提出すること。
- (4) 提案書体裁
 - ① 用紙は全て片面使用とすること。
 - ② フラットファイル（A4 縦）に左綴じとし、ページ番号を付すこと。

- ③ フラットファイルの表紙及び背表紙に参加者名を記載し、提出様式毎に見出しを付けること。
- ④ A3 サイズの用紙を利用する場合は、A4 サイズに折り込むこと。

7 現地案内会

- (1) 案内受付 平成 26 年 9 月 9 日 (火) ～ 9 月 19 日 (金)
- (2) 開催日 平成 26 年 9 月 24 日 (水) 午後 2 時 (予定)
- (3) 場所 旧沖浦中学校跡地 (山口県大島郡周防大島町大字戸田 439-2 地先)
- (4) その他
 - ① 当日は、見学と説明のみを行い原則として個別の質問は受付けない。
 - ② 参加希望者は、9 月 19 日 (金) までに電子メールにて担当まで申込を行うこと。申込の際には、企業名、企業所在地、担当部署名、担当者名、参加人数、連絡先電話番号を伝えること。なお、メールにて申込後担当より返信が届かない場合には、電話にて確認をすること。

8 事業主体の選考方法

- (1) 選考の方法
別途定める選考審査基準に基づき実施する。公正な審査を行い順位を決定し最も優秀と認められた応募者を事業主体とする。
- (2) 選考のポイント
 - ① 事業主体 (構成員含む) として十分な事業遂行能力を有していること
 - ② 計画が適切で長期にわたり安定して実施できること
 - ③ 地元への地域貢献について、提案の内容が優れていること 等
- (3) 審査結果の通知
審査結果については、提案書提出者全員に書面により通知 (連合体で応募した場合は、代表者に通知) します。審査会は、応募者からの選定理由又は選定結果に対する問合せ異議等については応じません。
なお、審査結果 (決定事業主体及びその提案概要、応募状況 (応募者数) 等) については、周防大島町ホームページへの掲載を予定しています。

9 失格事由

以下の事項に該当した場合、失格とする。

- (1) 提出書類に、不備があった場合、若しくは指示した事項に違反した場合
- (2) 虚偽の提案内容があった場合
- (3) 「4 応募資格」の (3) に該当することが判明した場合
- (4) その他不正行為があったと認められた場合

10 留意事項

- (1) 提示資料の取扱い
提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできません。提出された提案書の審査又は説明のためにその写しを作成し又は使用することができることとする。
- (2) 企画提案に係る著作権の取扱い
応募された企画提案の著作権は、その応募者に帰属します。ただし、最優秀提案者からの企画提案については、周防大島町及び山口県の広報活動等において使用できるものとする。
- (3) 応募者の複数提案の禁止
応募者は複数の提案を行うことはできません。
- (4) 費用の負担
応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。
- (5) 送電の系統連系
本提案募集に、電力会社は関与していません。

(6) 辞退

提案書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。

11 担当窓口

周防大島町教育委員会 総務課

〒742-2512 山口県大島郡周防大島町大字平野 269 番地 44

E-mail: kyoi@town.suo-oshima.lg.jp

電話：0820-78-0700 ファックス：0820-78-0909